

件名	HPV ワクチンについて
受付日	令和3年10月8日
ご意見・ご提案の概要	HPV ワクチンの定期接種について、新型コロナウイルス感染症による外出自粛要請の影響により、接種期間内に受けることが出来なかったため、接種期間の延長を要望する。
県の考え方	<p>予防接種法において、HPV ワクチンの定期接種は、各市町村が実施主体となります。</p> <p>令和2年3月19日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡においても、接種時期を超えて定期接種を行うことは、規定の接種時期に定期接種が出来ない相当な理由があると市町村が判断する場合において認められるものとなっております。</p> <p>なお、HPV ワクチンの定期接種については、現在、厚生労働省において、積極的な勧奨の再開や今後の対応について議論が行われております。</p> <p>県としましては、当該議論の結果、厚生労働省が示した措置を注視してまいります。</p>
担当課	健康福祉部 感染症対策推進課